西 農 水 第 1158 号 令 和 6 年 8 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

	市町村名 (市町村コード)		西条市
		(38206)	
	地域名 (地域内農業集落名)		中川-桜樹地区
(地		(石経、湯谷口	、寺尾、関屋、来見、志川、明穂、鞍瀬、明河、楠窪、臼坂、千原)
	協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年8月30日
			(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中川地区は中山間地域に位置し、中心部を流れる中山川の両側に展開する水田と北部の樹園地で形成されている。

桜樹地区は山間部に位置し、ほとんどの農地は傾斜地に点在している。

両地区ともに高齢化が進んでおり、後継者不在の農地も多く、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中川地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、水田については、認定農業者等の担い手や集落営農を中心に、引き続き水稲、野菜等の複合経営を進めていく。また、樹園地については、有望品種の転換を検討する等により農地の維持を図っていく。

桜樹地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、現状維持に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	357 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	357 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。						
	(2) 豊地内関管理機構の活用大針						
	(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。						
	長地中川自生城博の心内で快削する寺により、地域内辰地の未削して延める。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	来見団地及び志川団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。						
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針							
	県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
該当なし							
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)							
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。 ②果樹栽培について、硝酸態窒素対策として今後減農薬・減肥料に取り組むとともに、カバークロップ栽培や緩効性肥料の施用等を検討する。						